

保育園・認定こども園の入所申し込みにかかる個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類添付のお願い

平成28年1月からマイナンバー制度の実施により、保育園等入所申し込み時に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類の提示が義務付けられました。また、個人番号の記載等は保育園等の入所申し込みの根拠となる、「子ども・子育て支援法施行規則」においても義務付けられています。

つきましては、保護者及び入園申込み児童のマイナンバーの記入が必要となりますので、ご協力をお願いします。

また、法令の規定により他人のなりすましを防止するため、下記書類による本人確認が必要となりますので、写しの添付を併せてご協力をお願いします。

○本人確認のために必要な書類の例

添付が必要な人	確認書類（写し）
申込み保護者 （父または母のみ）	①マイナンバーカード（写真付き）の表裏
	②マイナンバー記載の住民票＋身分証明書（運転免許証など）

※すこやか子育て課 こども家庭応援班（福祉保健センター内）に直接提出する場合は、確認書類の提示のみで写しの添付は不要となります。

○マイナンバー制度にかかるQ&A

Q1. なぜ保育園の入所申し込みマイナンバーが必要なのですか？

A. 平成28年1月から行政の効率化、利便性向上のためにマイナンバー制度が実施されました。保育所等の入所申し込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、申込書へのマイナンバーの記入が義務付けられました。

Q2. マイナンバーは何に使われるのですか？

A. 保育料の算定及び支給認定の事務で使用します。マイナンバーを利用することで「所得課税証明書」などの提出が不要となります。

Q3. 令和2年度の入園申込時にマイナンバーを提出して身元確認をしましたが、今回の入園申込でもマイナンバーの提示や身元確認が必要ですか？

A. 在園児で、過去にマイナンバーの提示や身元確認をした場合は必要ありません。令和3年度に新規に入園申込をする児童のみが対象となります。

なお、兄・姉が在園児で、弟・妹が新規に入園申込をする場合は、マイナンバーの提示や身元確認が必要となります。